

令和6年3月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		19
内 訳	新規制定	2
	一部改正	15
	廃止	2

1 長野市部設置条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課
理由	商工観光部、新産業創造推進局及び文化スポーツ振興部を再編し、経済産業振興部、観光文化部及びスポーツ部を設置すること並びに文化財に関する事項を観光文化部に分掌させることに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 部から商工観光部、新産業創造推進局及び文化スポーツ振興部を除く。 (2) 部に経済産業振興部、観光文化部及びスポーツ部を加え、それぞれの分掌事務を次のとおり定める。 ア 経済産業振興部 (ア) 商工業に関する事項 (イ) 新産業に関する事項 (ウ) 労働に関する事項 (エ) 産業団地事業に関する事項 イ 観光文化部 (ア) 文化芸術に関する事項 (イ) 観光に関する事項 (ウ) 文化財に関する事項 ウ スポーツ部 (ア) スポーツに関する事項
施行期日	令和6年4月1日

2 長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部総務課
理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

主な内容	市の執行機関が個人番号を利用することができる条例で定める事務（以下「条例事務」という。）及び条例事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報（以下「利用情報」という。）の一部を次のように改める。		
	区分	改正前	改正後
	条例事務	法別表に掲げる事務	特定個人番号利用事務（迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
利用情報	法別表に掲げる特定個人情報	利用特定個人情報（特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。）	
施行期日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日		

3 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課、商工観光部商工労働課、商工観光部観光振興課北部産業振興事務所
理由	地方自治法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	次に掲げる条例において引用する法の条項を整理する。 (1) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例 (2) 長野市産業団地事業の設置等に関する条例 (3) 長野市戸隠観光施設事業の設置等に関する条例
施行期日	令和6年4月1日

4 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局保健給食課
理由	学校薬剤師に係る報酬額を見直すこと及び学校の産業医に係る報酬額を定めることに伴い、改正するもの

主な内容	(1) 学校薬剤師に係る報酬額を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	1校につき年額93,000円	1校につき年額 102,000円
	(2) 学校の産業医に係る報酬額を1校につき年額 360,000円とするものと定める。	
施行期日	令和6年4月1日	

5 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課	
理由	期末手当を支給する会計年度任用職員の範囲を見直すこと等に伴い、改正するもの	
主な内容	(1) 期末手当を支給するフルタイム会計年度任用職員の範囲を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	当該年度における任期が6月以上である者	任期の定めが6月以上である者 その他規則で定める者
	(2) 期末手当を支給するパートタイム会計年度任用職員の範囲について、(1)と同様の整備を行う。	
	(3) パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	基準日（6月1日及び12月1日をいう。以下同じ。）現在以前6箇月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額	基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬日額又は報酬時間額を規則で定める方法により月額に換算した額
施行期日	令和6年4月1日	

6 長野市職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課
理由	費用弁償を支給する特別職の職員の範囲を見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	月額の報酬を受ける特別職の職員が公務のため会議等に出席したときは、当該職員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額を費用弁償として

	支給するものと定める。
施行期日	令和6年4月1日

7 子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金条例を廃止する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課
理由	子どもたちの国際教育のための倉石忠雄基金を廃止することに伴い、廃止するもの
施行期日	公布の日

8 長野市手数料条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課、建設部建築指導課
理由	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正及び建築基準法等の一部改正により市が新たに行うこととされる建築基準法等に基づく審査事務に係る手数料を徴収すること等に伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、この条例において引用する同法の条項を整理する。</p> <p>(2) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の場合における当該建築物の敷地が道路に2メートル以上接しなければならないとする制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査事務に係る手数料を、1件につき27,000円とするものと定める。</p> <p>(3) 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の場合における当該建築物等を道路内等に建築等してはならないとする制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査事務に係る手数料を、1件につき27,000円とするものと定める。</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、この条例において引用する同法の名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。</p>
施行期日	令和6年4月1日。ただし、(1)については、公布の日

9 長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部福祉政策課、保健福祉部障害福祉課
理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	次に掲げる条例において引用する法の条項を整理する。

	<p>(1) 長野市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(2) 長野市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(3) 長野市授産施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(4) 長野市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(5) 長野市障害者福祉施設栗田園の設置及び管理に関する条例</p> <p>(6) 長野市障害者共同生活援助等支援施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(7) 長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の設置及び管理に関する条例</p>
施行期日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

10 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部保育・幼稚園課				
理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を条例で定めるに当たり参酌すべきこととされる内閣府令で定める基準の一部が改正されたため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの				
主な内容	<p>(1) 特定教育・保育施設は、運営規程の概要その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものと定める。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等が、この条例の規定による書面等の交付又は提出について、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合に、当該書面等の交付又は提出に代えて、教育・保育給付に係る保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を提供することができる方法の一部を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</td> <td style="padding: 5px;">電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
改正前	改正後				
磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法				
施行期日	公布の日。ただし、(1)については、令和6年4月1日				

11 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部子育て家庭福祉課				
理由	特定児童福祉施設の設備及び運営の基準を条例で定めるに当たり参酌すべきこととされる内閣府令で定める基準の一部が改正されるため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの				
主な内容	<p>(1) 母子生活支援施設の長が策定する入所中の個々の母子の自立を支援するための計画（以下「自立支援計画」という。）について次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子、その家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。</td> <td>母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 母子生活支援施設の長が、母子の保護及び生活支援に当たり密接に連携する関係機関（以下「関係機関」という。）から、婦人相談所を除く。</p> <p>(3) 関係機関に、里親支援センター及び女性相談支援センターを加える。</p>	改正前	改正後	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子、その家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。
改正前	改正後				
母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子、その家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定しなければならない。				
施行期日	令和6年4月1日				

12 長野市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

担当課	こども未来部子育て家庭福祉課
理由	社会福祉法の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について定めることに伴い、制定するもの
主な内容	<p>(1) 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め適切な支援を行うよう努めなければならないものと定める。</p> <p>(2) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について定める。</p>
施行期日	令和6年4月1日

13 長野市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

担当課	こども未来部こども政策課
理由	長野市箱清水児童センターを廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市児童館から長野市箱清水児童センターを除く。
施行期日	令和6年4月1日

14 長野市障害児通園施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部障害福祉課
理由	児童福祉法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
主な内容	次に掲げる条例において引用する法の条項を整理する。 (1) 長野市障害児通園施設の設置及び管理に関する条例 (2) 長野市障害者福祉施設栗田園の設置及び管理に関する条例 (3) 長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の設置及び管理に関する条例
施行期日	令和6年4月1日

15 長野市介護保険条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部介護保険課			
理由	第9期長野市介護保険事業計画の介護サービス見込量等を勘案して令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めることに伴い、改正するもの			
主な内容	(1) 介護保険料に係る第1号被保険者の区分及び当該区分に応じた保険料率を次のとおり改める。			
	改正前		改正後	
	区分	保険料率	区分	保険料率
	第1段階	30,610円	第1段階	30,610円
	第2段階	45,920円	第2段階	45,920円
	第3段階	51,030円	第3段階	46,940円
	第4段階	59,530円	第4段階	59,530円
	第5段階	68,040円	第5段階	68,040円
	第6段階	78,240円	第6段階	78,240円
	第7段階	86,750円	第7段階	86,750円
	第8段階	102,060円	第8段階	102,060円
	第9段階	115,660円	第9段階	115,660円
	第10段階	129,270円	第10段階	129,270円

		第11段階	142,880円
		第12段階	156,490円
第11段階	136,080円	第13段階	163,290円

(2) (1) の保険料率に係る特例を次のとおり改める。

区分	改正前		改正後	
	特例適用前 保険料率	特例適用後 保険料率	特例適用前 保険料率	特例適用後 保険料率
第1段階	30,610円	20,410円	30,610円	19,050円
第2段階	45,920円	34,020円	45,920円	32,310円
第3段階	51,030円	47,620円	46,940円	46,600円

施行期日 令和6年4月1日

16 長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

担当課	商工観光部商工労働課
理由	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進を図るため、地方税法の規定による固定資産税の課税の免除に関し必要な事項を定めることに伴い、制定するもの
主な内容	<p>(1) 市長は、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の対象となる区域内において、基本計画の同意の日から令和7年3月31日までの間に、承認地域経済牽引事業者のための施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地について、当該家屋又は構築物に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り、固定資産税の課税を免除することができるものと定める。</p> <p>(2) 課税免除の申請について定める。</p> <p>(3) 課税免除の決定について定める。</p> <p>(4) 課税免除の変更の届出について定める。</p> <p>(5) 課税免除の決定の取消しについて定める。</p>
施行期日	令和6年4月1日

17 長野市林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

担当課	農林部森林いのしか対策課
理由	長野市林業者宿泊施設を廃止することに伴い、廃止するもの

施行期日	令和6年4月1日
------	----------

18 長野市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課	
理由	浴場業を営む者が講じなければならない公衆浴場についての衛生等の措置の基準のうち、男女の混浴の年齢に係る基準（以下「混浴の年齢に係る基準」という。）を見直すことに伴い、改正するもの	
主な内容	混浴の年齢に係る基準を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	10歳以上の男女の混浴をさせないこと。	7歳以上の男女の混浴をさせないこと。
施行期日	令和6年10月1日	

19 長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	消防局警防課
理由	長野市消防団員（以下「団員」という。）の定員を見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 団員の定員を 3,150人から 3,000人に改める。 (2) (1) の定員のうち、機能別団員の定員を 100人から 150人に改める。
施行期日	令和6年4月1日